

認知症の方との契約を巡る 現状と課題について

2019年11月8日

第4回認知症バリアフリーWG

日本弁護士連合会
事務次長 奥 国 範

※事務次長が個人的にまとめたものです

1. トラブルの現状

事例 1 訪問販売

Q 突然自宅を訪問してきたセールスマンから勧められ、必要としていない羽毛布団を大量に購入する契約書に署名押印してしまいました。どうしたらよいのでしょうか。



1. トラブルの現状

事例2 悪質商法

Q 私は母と二人暮らしをしています。先日、私が仕事から帰ってくると、「床下調湿剤」というものが大量に積み上げられていました。書類を探してみると、支払額250万円という契約書が出てきました。解約できるのでしょうか。

参照：日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編
「Q&A高齢者・障害者の法律問題」（民事法研究会・2007年）



1. トラブルの現状

事例3 施設からの退去要請

Q 父の認知症がひどくなり、他の入居者とトラブルを起こすということで、現在、入所している特別養護老人ホームから退去を求められています。退去しなければなりませんか。

参照：日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編
「高齢者・障がい者の住まいQ&A」（あけび書房・2012年）



1. トラブルの現状

その他の事例

～(独)国民生活センターに寄せられた相談～」

● **認知症の高齢者がリフォーム工事やふとんなど次々と契約させられ生活に困っている** (2019年9月12日報道発表資料)

● **高額な浄水器やフィルターを次々と購入**
(2008年9月4日報道説明会資料)

● **植木の剪定を依頼したのに、塗装工事も契約させられた**
(2013年3月7日報道発表資料)



1. トラブルの現状

報道

かんぽ生命の不適切販売と報道された事例

- ◆顧客の保険料を二重に徴収する
- ◆顧客を無保険状態におく
- ◆旧契約の解除後に新契約が締結できない など

契約内容をしっかり確認していれば，防げた事例



助言・その他の法的支援の必要性



2. 法的な側面の障壁と法的支援

取引の安全の確保

早期にトラブルを発見し，周囲や本人に気付きを与える機会の創出

- ▶取引確認をどう義務付けるか
- ▶取引の公平性をどう担保するか

気軽に相談できる体制の必要性

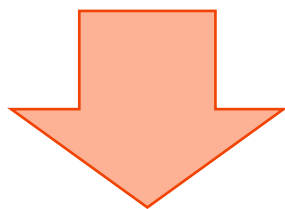
- ▶弁護士会
- ▶窓口連携
- ▶日本司法支援センター（法テラス）



2. 法的な側面の障壁と法的支援

本人の権利擁護のために

- ▶ 個別の事案ごとにどのように権利擁護の視点を持つか
- ▶ 窓口連携（一部の）福祉機関・地域の金融機関
- ▶ 特定援助対象者法律相談援助事業の利用促進



弁護士に相談するという方策の認知・周知



2. 法的な側面の障壁と法的支援



特定援助対象者法律相談援助事業

対象者 認知機能が十分でないため、**自己の権利の実現が妨げられているおそれのある方**

内容

- 1 資力（収入・預貯金）に関わらず利用可能
- 2 法テラスが自宅や福祉施設などに弁護士・司法書士を派遣
- 3 弁護士等との面談相談

※一定の基準を超える資力をお持ちの方は相談料（1件5,500円）の負担あり
※地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者の方からの申込が必要

参照：日本司法支援センターHP「特定援助対象者（高齢・障がい等で認知機能が十分でない方）に対する援助について」



2. 法的な側面の障壁と法的支援

認知機能の低下



法的な課題が発生



弁護士による本人へのサポート



本人による意思決定

企業等による対応



事例の共有, 対応策の検討,
マニュアル作成等



2. 法的な側面の障壁と法的支援

弁護士につながるネットワークの構築



(参考) 専門職団体の取組

【日本弁護士連合会】

高齢者・障害者の権利の確立とその保障を求める決議

▶ 2001年11月9日 日本弁護士連合会第41回人権擁護大会

高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議

▶ 2005年11月11日 日本弁護士連合会第45回人権擁護大会

総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言

▶ 2015年10月2日 日本弁護士連合会第58回人権擁護大会



(参考) 専門職団体の取組

ホームロイヤー

本人が元気なうちに、自分が選んだ弁護士と契約し、万が一の備えをしておく制度。
日弁連が普及に取り組んでいる。

見守り契約

家族信託

任意後見契約

遺言書作成

継続的相談

ホームロイヤー契約

消費者被害

緊急時対応

事業承継

遺言執行
死後事務



(参考) 専門職団体の取組

【裁判所，専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）】

意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

- ▶ 2018年3月作成
- ▶ 作成者は，大阪意思決定支援研究会（大阪家庭裁判所，大阪弁護士会，大阪司法書士会，公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部，公益社団法人大阪社会福祉士会所属の専門職）

【岡山版】成年後見人等の意思決定支援に関するガイドライン

- ▶ 2019年9月作成
- ▶ 作成者は，岡山家庭裁判所，岡山弁護士会，岡山県司法書士会，岡山県社会福祉士会の専門職

